



## 分会執行委員長への異動懲憑 支配介入・不利益扱いの不当労働行為

大田運輸区の分会長に対して、8月で場所未定職種未定というジョブローテーションの懲憑が行われた。分会大会において組合員の信任を受けて分会長を担っており、任期の最中に転勤を懲憑することは組合員の思いを踏みにじるものであり許されるものではない。労働組合の運営に対する支配介入であり不当労働行為であることは明らかである。このことから、今回の異動の懲憑は到底認められるものではない。

昨年11月には、東京都労働委員会に救済申し立てを行い、田町運転区分会執行委員長に行った強制配置転換の撤回を求め現在も審議中である。審議中にも関わらず、今回大田運輸区分会執行委員長へ同様の異動を行おうとしている。

**TOKYO MAIL NEWS** No. 363  
職場からの声を受け、地本は重大な決断を臨む  
「JR東日本輸送サービス労働組合に対する支配介入を直ちに撤回し、大田運輸区分会執行委員長への異動に対する懲憑の撤回と取り消しを求める緊急申し入れ」を行う！

1. JR東日本輸送サービス労働組合大田運輸区分会執行委員長への異動に対する懲憑を撤回し、事前通知の手交を行わないこと。
2. 今申し入れに対する団体交渉は、2023年7月14日までに開催すること。

申し入れの根拠

- ・異動の懲憑を行ったことは、分会の最高決定機関である分会大会で全組合員からの信任を得て執行委員長に就任をしていること、また、また分会規約において任期は1年と定められており、任期途中での異動は、職場での労働組合活動を軽視しているものであり支配介入であること！
- ・大田運輸区発足当時から執行委員長として就任し、組合員の雇用と利益を守るために憲法28条の勤労者の団結権に基づき最先頭で活動する重要な任務を担っていること！
- ・昨年11月25日に東京都労働委員会に救済申し立てを行い、田町運転区分会執行委員長（当時）に行った2021年12月1日付の強制配置転換の撤回を求め、現在も審議は継続中となっている！同じことを会社は繰り返そうとしていること！

# 今回の懲憑は不当労働行為！ 分会長への懲憑は許さない！

ジョブローテーションの名のもと、意図的に分会長を異動させることで、当該分会は混乱し、活動に支障をきたします。今回の異動懲憑は、**明らかな組織運営への支配・介入であり、不当労働行為以外の何物でもありません！**

# 直ちに異動の懲憑を撤回することを強く求める！